

平成 25 年 6 月 21 日

「教育預金」の取扱開始について ～手数料無料でお孫さまなどへ教育資金を一括贈与できます！～

横浜銀行(代表取締役頭取 寺澤 辰磨)は、「教育預金」の取り扱いを平成 25 年 6 月 24 日(月)から開始します。

「教育預金」は、平成 25 年度税制改正によって創設された制度に基づいたもので、教育資金に充当する目的で預け入れ・支払いをおこなった場合に、贈与税が非課税となる預金商品です。対象は、祖父母さまなど(贈与者)から教育資金の贈与を受けた 30 歳未満のお孫さまなど(受贈者)となります。

当行は、4 月から教育資金を贈与するための信託商品の取り扱いも開始しており、次世代を担う子ども達の教育を支援する金融サービスの提供に取り組んでいます。

【商品の仕組みと特長】



【「教育預金」の商品概要】

預金種類	普通預金
対象	直系尊属の方(祖父母さまなど)から、教育資金の贈与を受けられた 30 歳未満のお客さま(受贈者)
取扱期間	〔口座開設・預入〕平成 27 年 12 月 30 日(水)まで 〔払戻〕受贈者が 30 歳になられる日の前日まで
預入方法	本支店窓口での取り扱いとなります。 預入対象資金は、贈与契約日から 2 か月以内で、本非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定します。
預入金額	1 円以上 1,500 万円以内(1 円単位) 預入回数が複数回になる場合は、預入累積金額の上限を 1,500 万円とします。 利息は預入限度額に含みません。
払戻方法	本支店窓口での取り扱いとなります。 教育資金の支払いを証明する領収書または支払請求書などの原本をご提示ください。
利息	普通預金の店頭表示金利を適用します。
手数料	無料

本商品に関するご相談は、当行本支店までお問い合わせください。

以上